

北海道博物館告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年10月3日

北海道博物館長 荒川 裕生

1 入札に付す事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 北海道博物館情報システム用機器等の賃貸借（1月当たりの単価）

イ 予 定 数 量 1式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書のとおり

(3) 契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 北海道博物館（札幌市厚別区厚別町小野幌53-2）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 調達物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。

(5) 調達物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制を整備していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとするものは、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年10月3日（金）から令和7年10月23日（木）まで（月曜日及び月曜日が祝日の場合は翌火曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
北海道博物館総務部総務課総務係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総務課総務係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道博物館会議室

(2) 入札日時 令和7年11月6日（木）午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金またはこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金またはこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否 認めない

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 ヶ月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（1 ヶ月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- （1）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- （2）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することはできない。

11 契約書作成等について

- （1）この契約は契約書の作成を要する。
- （2）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

（1）無効入札

開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（2）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（3）最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

（4）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道博物館総務部総務課

イ 所在地 郵便番号：004-0006

住 所：札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

電話番号：011-898-0456

(6) 前金払 前金払はしない。

(7) 概算払 概算払はしない。

(8) 部分払 部分払はしない。

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。